

令和5年小田原市議会3月定例会議案

(報告第1号～報告第3号)

令和5年2月14日提出

目 次

報告第 1 号 専決処分の報告について……………	1
報告第 2 号 専決処分の報告について……………	3
報告第 3 号 専決処分の報告について……………	4

報告第 1 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分する。

小田原市建築基準条例の一部を改正する条例

小田原市建築基準条例（平成15年小田原市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条の3第3項第1号中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和 4 年 1 2 月 2 8 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

（理由）

建築基準法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うに当たり、専決処分するものであります。

報告第 2 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 4 年 11 月 22 日
- 2 損害賠償額 114,620 円
- 3 相手方 市内在住者
- 4 事故の概要 令和 4 年 10 月 4 日午後 4 時 40 分頃、市内久野の相手方家屋において、環境保護課職員が天井裏にできたスズメバチの巣の駆除をしようとしたところ、作業中に天井材の一部を破損させた。

報告第 3 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 5 年 2 月 14 日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和 5 年 1 月 26 日
- 2 損害賠償額 計 1, 378, 886 円
- 3 相手方 市内在住者（計 2 人）
- 4 事故の概要 令和 3 年 12 月 27 日午後 6 時頃、市内前川 226 番 3 付近において、市道 4802 を歩行していた相手方が、市道 4265 へ左折したところ、道路脇の水路へ転落し、負傷した。